

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・山形税務署長

平成21年4月28日棄却・不受理・確定

(第一審・山形地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年11月7日判決、本資料256号-303・順号10563)

(控訴審・仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月18日判決、本資料258号-6・順号10864)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年4月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

## 当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上告人兼申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	長岡 壽一
被上告人兼相手方	山形税務署長 福田 治
同指定代理人	西川 英之